

## 平成 21 年第 8 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 21 年 8 月 19 日、午前 10 時 00 分から稲城市地域振興プラザ 4 階大・中会議室において、平成 21 年第 8 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
稲垣 弘子  
伊勢川 岩根  
中田 中  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 川崎 寿治  
指導室長 飯島 英世  
学校教育課長 松本 葉子  
指導主事 今田 敏弘  
学校給食 小川 三男

共同調理場所長

生涯学習課長 伊藤 徹男  
体育課長事務取扱

教育部長 川崎 寿治  
文化センター課長 秋和 広子  
図書館長 川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長 長崎 健  
学校教育課庶務係 風間 浩子  
学校教育課庶務係 渡辺麻衣子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告について」
- (4) 日程第 4 第 19 号議案  
「平成 22 年度使用中学校教科用図書の採択について」
- (5) 日程第 5 第 20 号議案  
「平成 22 年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」
- (6) 日程第 6 第 21 号議案  
「平成 21 年度教育費補正予算案（第 2 号）の提出について」
- (7) 日程第 7 第 22 号議案

- 「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」  
第 2 3 号議案
- (8) 日程第 8
- 「稲城市立図書館運営規則の全部を改正する規則」  
第 2 4 号議案
- (9) 日程第 9
- 「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」
- (10) 日程第 10 報告事項

委員長 　ただ今から、平成21年第8回稲城市教育委員会定例会を開催致します。  
それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮り致します。  
前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 　御異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、稲垣委員にお願い致します。

次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮り致します。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 　御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

次に、本日は議事進行の都合により日程第4 第19号議案、日程第5 第20号議案、日程第6 第21号議案、日程第7 第22号議案、日程第8 第23号議案、日程第9 第24号議案を先に行い、その後、日程第3 行政報告、日程第10 報告事項を行います。よろしくお祈り致します。

それでは、日程第4 第19号議案「平成22年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題と致します。教育長より提案理由の説明をお願い致します。

教育長 　本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、同法施行令の規定により採択を行う必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明致します。

指導室長 　第19号議案について申し上げます。

6月23日の第6回教育委員会定例会におきまして、平成22年度使用中学校教科用図書の採択については、中学校学習指導要領に変更がなく、教科書検定申請がない場合、その採択については教科用図書審議会の開催を省略して採択することができるために、社会の歴史的分野のみについて調査研究を行い、審議会を設けることを決定していただきました。

従いまして、社会の歴史的分野の審議会報告をさせていただき、ご審議・採択をいただくことと併せて、教科書検定申請がない教科について教科用図書の採択をお願いする議案でございます。

それでは、社会の歴史的分野の教科用図書についての審議経過及び審議会の報告について説明をさせていただきます。

審議の経過でございます。6月25日(木)に第1回審議会を開催し、教育委員会事務局から委員に対して審議内容について説明を致しました。7月1日から10日まで市役所1階行政情報コーナーで教科書展示を行うとともに、各中学校

でも6月29日から7月10日までの間に一週間の教科書展示を行いました。調査研究委員は個々に、教科書についての調査研究を進め、7月8日（水）に調査研究委員会を開催し、その結果を7月17日（金）の第2回審議会において調査研究委員長から報告がされ、審議を行いました。そして、7月24日（金）に審議会長より教育委員会に報告が行われました。

その報告の内容と致しましては、現在使用している東京書籍の「新編 新しい社会 歴史」と新たな検定本である自由社の「新編 新しい歴史教科書」について、①内容の選択、②構成・分量、③表記・表現、④使用上の便宜、⑤総合の5つの観点で検討いたしました。

東京書籍については、

- ① 内容の選択では、どの時代も丁寧に説明され、生徒の発達段階に即している。「地域の歴史を調べてみよう」や「歴史スキルアップ」という内容があり、生徒の興味を引き出す工夫がなされているが、取り扱いが難しい。
- ② 構成・分量では、時系列に沿って記載されている。見開き2ページを1時間の授業で取り扱うには分量が多い。基礎的な内容がおさえられる。
- ③ 表記・表現では、文字が大きく見やすい。丁寧な表現で中学生には理解しやすい。写真・図版が大きく分かりやすい。
- ④ 使用上の便宜では、生徒がスムーズに学習に入るための導入資料とそれを読み取るための視点の提示があり、使いやすい。調べ学習をやるためのページがあり、生徒の自主学習に配慮している。
- ⑤ 総合として、目標は満たしている。稲城の中学生にとっては適切である。

なお、総合的な評価・所見として、文字が大きく、写真・図版も大きく分かりやすい。内容的にも基礎的な内容がおさえられ、また、調べ学習での対応もなされている。稲城の子ども達が使用する教科用図書として適切であると判断できるということでした。

続いて、自由社については、

- ① 内容の選択では、中学生にとっては高度な内容もあり、生徒の発達段階に即しているとは言えない箇所がある。内容に偏りが見られ、中学生には理解しにくい。
- ② 構成・分量では、近代・現代において、全体の構成における戦争に関する記載分量が多い。世界史の記述が少なく、中学生にとっては難解である。基本的事項の記載が不十分である。
- ③ 表記・表現では、表現が難しく、中学生には難解な箇所がある。中学1年で学習する部分の記載が発達段階を考慮していない。写真や文字が小さい。
- ④ 使用上の便宜では、「歴史の豆辞典」や「ここがポイント」は工夫が見られて使いやすい。中学生には高度な内容が掲載されている。調べ学習や作業学習、地域学習を実施するうえでの配慮がない。

- ⑤ 総合として、学習指導要領の目標は満たしており、1冊の歴史読み物としては興味を引く書物である。稲城の生徒が使う中学校歴史教科書としては、不適切である。

なお、総合的な評価・所見として、中学生が学習する内容としては高度で細かいものがある。全体的には、近現代の歴史の記述が多く、その中でも戦争に関する記述が多い。また、世界の歴史に比べ、日本の歴史に関わる記述の部分が多い。調べ学習に対する内容もやや不足していると感じられ、稲城の子ども達が使用する教科用図書としては疑問が残るということでした。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりました。これより質疑及びご意見をいただき、採択本を決定してまいります。

はじめに、第19号議案全体に関わる質疑、ご意見をいただきます。次に、社会（歴史的分野）の教科用図書についての質疑、ご意見をいただきます。その後、中学校教科用図書の採択本を決定するために、別紙、無記名調査用紙により、教科の採択候補本に○印により選出していただきます。そして、事務局での集計後、平成22年度使用中学校教科用図書の採択本を決定し、その後他の、教科書検定申請がない教科について、学校教育課長より報告を致します。

それでは、第19号議案全体に関わる質疑、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

稲垣委員 ただいま指導室長からご説明のありました審議会以外からのご意見はありましたでしょうか。

指導室長 行政情報コーナーの展示における教科書アンケートでは、自由社以外の教科用図書は先人の歩みを正確に記していないという意見が1名、自由社の歴史教科書は採択しないでくださいという意見が1名、となっております。各学校の展示につきましては、特に意見はありませんでした。

伊勢川委員 問い合わせで教科用図書の採択に関する質問等がありましたか。

指導室長 4団体から自由社の採択に関する文書が届いております。

委員長 他に質疑、ご意見はございませんでしょうか。他に質疑、ご意見がないようですので、以上で全体に関わる質疑、意見は終結致します。

それでは、社会（歴史的分野）の教科書について、採択候補となる教科書は2種類ございます。質疑、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

中田委員 東京書籍は、必要な内容を網羅しつつも分量を抑え、写真や図表を多く取り

入れ、文字も大きい点が評価できます。自由社は、歴史に興味を持つ子ども達向けの教科書という印象を受けます。内容が詳細で、興味を持った生徒が読むには適しているが、全ての生徒が読むべき内容の方が教科書として適していると思います。

稲垣委員 自由社は、全員が使う教科書としては難しさがあると感じました。各時代が詳細に記されていて、内容が盛りだくさんになっているため消化不良となり、歴史の大きな流れをつかみにくいのではないかと思います。東京書籍の方は、写真についてもポイントをしばって掲載しており、文字も大きく見やすくなっています。また、地域の歴史を調べてみようという試みがされており工夫が見られると思います。

教育長 今回の教科書採択にあたりましては、稲城市では基本的な考え方として、学習指導要領に基づくとともに、稲城市の教育を進める際、稲城エデュケーションプログラムに位置づけている「基礎基本の徹底」、「本物との出会い」、「連携」のキーワード、特に「連携」では稲城市は歴史的文化財や伝統など受け継いでいるので、地域を意識した学びの可能性や生徒にとっての主体的な学びが可能となるか、あるいは、サステナビリティエデュケーションスピリットに対する教材としての価値はどうかといった観点に重きを置き、臨んだことを付け加えておきます。

伊勢川委員 東京書籍の方は、文字も大きく分かりやすいのに対して、自由社の方は高度な内容となっているため、歴史に興味を持った生徒に適している。

委員長 委員長からも意見を述べさせていただきます。みなさんのご意見と同様です。稲城の子ども達の教科書としては、子ども達が学ぶことを主体的に身に付けられるものが適していると思います。

委員長 他に質疑、ご意見はございませんでしょうか。質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑、意見は終結致します。

それでは、平成 22 年度使用中学校教科用図書採択候補本の調査用紙の配布をお願いします。

(調査用紙配布)

(記入)

委員長 調査用紙の記入はお済ですか。それでは、事務局で集計をお願いします。集計に際しましては、教育長の立会いをお願いします。調査用紙集計のため、暫時休憩致します。

( 暫時休憩 )

委員長 再開致します。平成 22 年度使用中学校教科用図書の採択候補本調査用紙の集計結果報告と採択本の決定を行います。学校教育課長より、結果の報告をお願い致します。

学校教育課長 集計結果を報告致します。  
社会（歴史的分野）は、発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 歴史〕 4 票、発行者〔自由社〕・書名〔新編 新しい歴史教科書〕 1 票、その他 0 票。以上です。

委員長 ただいまの集計の結果、社会（歴史的分野）の教科書は、〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 歴史〕を採択本といたしたいと存じます。賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、社会（歴史的分野）の教科書は〔東京書籍〕の〔新編 新しい社会 歴史〕を採択本とします。

委員長 次に、その他の教科書検定申請がない教科書を採択するに当たり、現在使用している教科書について、学校教育課長より報告をお願い致します。

学校教育課長 社会（歴史的分野）以外の教科で、現在使用している教科書は、  
国語 発行者〔光村図書出版〕・書名〔国語〕。  
次に、書写 発行者〔光村図書出版〕・書名〔中学書写〕。  
次に、社会（地理的分野） 発行者〔帝国書院〕・書名〔社会科 中学生の地理 世界のなかの日本〕。  
次に、社会（公民的分野） 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会 公民〕。  
次に、社会（地図） 発行者〔帝国書院〕・書名〔新編 中学校社会科地図 初訂版〕。  
次に、数学 発行者〔東京書籍〕・書名〔新しい数学〕。  
次に、理科（第一分野） 発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 1 分野〕。  
次に、理科（第二分野） 発行者〔大日本図書〕・書名〔新版 中学校理科 2 分野〕。  
次に、音楽（一般） 発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の音楽〕。  
次に、音楽（器楽合奏） 発行者〔教育芸術社〕・書名〔中学生の器楽〕。

次に、美術 発行者〔光村図書出版〕・書名〔美術〕。

次に、保健体育 発行者〔学習研究社〕・書名〔新・中学保健体育〕。

次に、技術・家庭（技術分野） 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 技術分野〕。

次に、技術・家庭（家庭分野） 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい技術・家庭 家庭分野〕。

次に、英語 発行者〔東京書籍〕・書名〔NEW HORIZON English Course〕。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。以上あわせて、第19号議案「平成22年度使用中学校教科用図書の採択について」を採決致します。本案を、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決致しました。

次に、日程第5 第20号議案「平成22年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題と致します。教育長より提案理由の説明をお願い致します。

教育長 本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、平成22年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択替えを行う必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導室長より説明致します。

指導室長 第5回教育委員会定例会におきまして、決定していただいた平成22年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、要領のとおり採択作業を進めてまいりました。教科用図書審議会は、調査研究委員の報告に基づき、教科用図書について審議をし、7月10日に審議会長より教育委員会に報告が行われました。

審議の経過につきましては、5月29日に第1回教科用図書審議会を行い、教育委員会事務局から委員に対して、採択要領の確認と審議内容について説明しました。

6月29日を調査報告期限として各校で調査研究を進め、各校の教科用図書調査研究委員会から調査研究委員長に調査報告が行われました。

教科用図書審議会では、各調査研究委員会の調査、研究結果について検討・審議し、7月10日（金）に審議会長より教育委員会に報告が行われました。その内容としましては、教科用図書については、小・中学校全科目とも、稲城市採択本が望ましいという報告を受けております。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりました。これより、質疑及びご意見をい



ただきたいと思います。質疑、ご意見のある方は挙手願います。

中田委員 稲城市採択本が望ましいという理由はどの様なことでしょうか。

指導室長 特別支援学級に在籍する児童・生徒が、通常学級との交流教育を実施する際、同じ教科書で学習することが有効であります。

また、特別支援学級3校に在籍する児童・生徒の保護者からも、採択本を希望していることが理由として挙げられます。

稲垣委員 感想を述べさせていただきます。稲城第三小学校、平尾小学校、稲城第一中学校をうかがわせていただき、子ども達の状況や先生方のお話を聞かせていただきました。普通学級との交流の際を考えますと、先生方からも保護者からも要望が強いということで、採択本を使用することがよろしいのではないかと思います。

中田委員 普通学級の子ども達と同じ教科書を持って取り組むということは、普通学級との交流という点を考えても適していると思います。

伊勢川委員 今の意見に同じです。

教育長 今年度も引き続き、対象となる3校を教育委員の皆様にご訪問いただき、各学校において子ども達の参観や校長先生及び先生方との意見交換をさせていただきます。その中で保護者の方の意向や教育活動における教科書の使われ方などを伺い、選択にあたりましたことを付け加えておきます。

委員長 他に質疑、ご意見はございませんか。他に質疑、ご意見がないようですので、以上で質疑、意見は終結致します。それでは、第20号議案「平成22年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」を採決致します。小学校及び中学校個々の教科書の採択について、採択の可否を確認致します。最初に、小学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員長 ただいまの結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、小学校2校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。

続きまして、中学校の教科用図書でございます。検定教科書、一般図書、若しくは両者を併用するかどうかについて、挙手願います。検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員長 ただいまの結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて、挙手願います。学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

委員長 ただいまの結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。

ここで、以上の小学校・中学校で使用する教科書について、学校教育課長より採択本の確認をお願いします。

学校教育課長 採択本の確認を致します。

稲城第三小学校及び平尾小学校の教科用図書でございます。

国語 発行者〔光村図書〕・書名〔国語〕。

次に、書写 発行者〔光村図書〕・書名〔書写〕。

次に、社会 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい社会〕。

次に、地図 発行者〔帝国書院〕・書名〔楽しく学ぶ小学生の地図帳 4・5・6年 発訂版〕。

次に、算数 発行者〔学校図書〕・書名〔みんなと学ぶ 小学校算数〕。

次に、理科 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい理科〕。

次に、生活 発行者〔日本文教出版〕・書名〔わたしとせいかつ〕。

次に、音楽 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい音楽〕。

次に、図画工作 発行者〔日本文教出版〕・書名〔図画工作〕。

次に、家庭 発行者〔東京書籍〕・書名〔新編 新しい家庭〕。

次に、保健 発行者〔学習研究社〕・書名〔新・みんなの保健〕。

稲城第一中学校の教科用図書は、先ほど、日程第4 第19号議案にて確認したとおりでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

委員長 以上で採択結果の確認が終わりました。第20号議案は、ただいまのとおり可決と致します。

次に、日程第6 第21号議案「平成21年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を議題と致します。本議案については、市長に対して意見具申前であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は秘密会と致します。暫時休憩致します。

（暫時休憩）

（これより第21号議案は秘密会）

---

秘密会議録は別紙。

---

（これにて第21号議案秘密会は終了）

（暫時休憩）

委員長 再開致します。これより第21号議案「平成21年度教育費補正予算案（第2号）の提出について」を採決致します。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決致しました。次に、日程第7 第22号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を議題と致します。提案理由の説明をお願い致します。

教育長 本案につきましては、稲城市立稲城第一小学校、稲城市立稲城第四小学校、稲城市立稲城第七小学校、稲城市立稲城第三中学校及び稲城市立稲城第四中学校の通学区域の変更に伴い、稲城市公立学校学区に関する規則を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明致します。

学校教育課長 学区域につきましては、平成20年第10回稲城市教育委員会におきまして、

平成 19 年 9 月に策定した基本方針「稲城市立学校の学区制のあり方・通学区域に関すること等について」を踏襲しつつ、通学路の安全確保や学校規模の適正化を図るため、稲城第一小学校、稲城第四小学校、稲城第七小学校、稲城第三中学校及び稲城第四中学校の学区を平成 22 年 4 月から変更することについて既にご承認いただいたところでございます。今回につきましては、この内容を改めて成文化するところでございます。

改正の内容についてですが、矢野口グロースクエア周辺については現行第一小学校の学区を第七小学校の学区に、川崎街道と南武線の間については現行第一小学校と第三中学校の学区を第四小学校と第四中学校の学区に、矢野口交差点付近の鶴川街道と尾根幹線については現行第七小学校の学区を第一小学校の学区に、ルネ稲城・矢野口周辺、矢野口交番周辺については現行第何小学校と第三中学校の学区を第四小学校と第四中学校の学区に変更するというものでございます。

ご承認いただいた内容については、平成 22 年 4 月 1 日からの施行となります。なお、第一小学校、第七小学校、又は第三中学校の在校生については、卒業するまでの間は、改正前の指定校に通学することができるとする経過措置を定めます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願い致します。

伊勢川委員 平成 22 年 4 月 1 日変更するとのことですが、それまで通っていた児童のうち兄弟がいる方の場合、弟や妹が新しく 1 年生に入る場合は新しい学区になると兄弟間で就学する学校が別れてしまうこととなりますが、その場合のお兄さん・お姉さんはどちらの学校にも行くことはできるのでしょうか。

学校教育課長 小学校は、友人関係の場合と併せまして、指定校変更の手続きをとることで以前から就学している学校に通うことができます。中学校についても同様に、兄弟関係については規定の手続きをとることで以前から就学している学校に通うことができます。

教育部長 第七小学校区の一部が第一小学校区になる場合で、たとえばお子さんが小学校 4 年生と仮定しますと、平成 21 年 4 月 1 日の時点から選択を自由に行えるようにする中で、本来ならば第七小学校区から第一小学校区になったのですが、第七小学校にそのまま通学することができるとしました。平成 21 年 4 月 1 日の時点では、第一小学校を選択することはできるようにし、対象学区のお子さんは自由に学校を選べるようにしました。

また、兄弟の関係で上のお子さんが第七小学校に通っているので、下のお子さんも第七小学校に就学するということができます。今回の学区の変更で、ある部分では自由な選択性を持たせられるようにしております。

中田委員 学童クラブについて、学区が変更されるので、集団下校の際には子ども達を異なった下校グループに振り分けることがないよう学童クラブの職員と学校が連携して徹底していただきたい。

文化センター課長 学校担任、学校長、学童クラブの指導員と連携をとって対応したいと思いません。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結致します。これより、第22号議案「稲城市公立学校学区に関する規則の一部を改正する規則」を採決致します。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第22号議案は原案のとおり可決致しました。次に、日程第8 第23号議案「稲城市立図書館運営規則の全部を改正する規則」を議題と致します。提案理由の説明をお願い致します。

教育長 本案につきましては、稲城市立 i (あい) プラザ図書館の開館に伴い、稲城市立図書館設置条例第18条に基づき、稲城市立図書館運営規則を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長より説明致します。

図書館長 改正の主な内容についてですが、i (あい) プラザ図書館に指定管理者を導入することをふまえて、指定管理者に関する条文を第13条から第17条まで追加しました。全体としましては、条例において位置づけました休館日、開館時間、事業等が重複になりましたので規則から削除しました。

また、従来は団体貸し出しと個人貸し出しを分けて条文をつくっていたのを一つにまとめました。

さらに、貸し出しの対象としましては、市内在住者ということだけではなく、相互利用者も対象となりますが、相互利用者が利用できる範囲については協定書によるということを経今回の規則で明確にいたしました。

それから、未返却者の処分について、利用の停止等を明確にしました。登録申請の様式については、館長の別に定めるところによることといたしました。各条文については議案概要説明書のとおりでございます。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願い致します。

中田委員 中央図書館で既に導入されている指定管理者と今回の i (あい) プラザで導

入される指定管理者の違いはどのようなものでしょうか。

図書館長 中央図書館につきましては、指定管理者ではなくて、PFI という形で NTT データを中心とした SPC で運営しておりますが、市の直営のもと行っております。今回の指定管理者につきましては、i (あい) プラザ条例施行規則で規定しているものと同様のものを新たに i (あい) プラザ図書館でも規定しました。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結致します。これより、第 2 3 号議案「稲城市立図書館運営規則の全部を改正する規則」を採決致します。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第 2 3 号議案は原案のとおり可決致しました。次に、日程第 9 第 2 4 号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を議題と致します。提案理由の説明をお願い致します。

教育長 本案につきましては、稲城市立 i (あい) プラザ図書館の開館に伴い、稲城市立図書館処務規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、図書館長より説明致します。

図書館長 第 1 条につきましては、根拠となる条例が施行されますので、それにあわせて変更致しました。第 4 条の事務分掌につきましては、i (あい) プラザ図書館も本来ならば分館であるため、事務的な手続きは奉仕係が行うところではありますが、i (あい) プラザ図書館はモニタリング等が中心になりますので、庶務係で行うことと致しました。

委員長 以上で提案理由の補足説明が終わりましたので、これより質疑をお願い致します。

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結致します。これより、第 2 4 号議案「稲城市立図書館処務規則の一部を改正する規則」を採決致します。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第 2 4 号議案は原案のとおり可決致しました。次に、教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第 3 「教育行政報告」を教育長よりお願い致します。

教育長 (行政報告)

## 学校教育課

- 1 工事状況について
- 2 平成 21 年 7 月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 3 複合施設ふれんど平尾関係について

## 指導室

- 1 担当者事業について
- 2 推進・連携事業について
- 3 研修事業について
- 4 教育相談所関係について
- 5 教育センター関係について
- 6 その他について

## 学校給食共同調理場

- 1 第 1 回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会開催について
- 2 平成 21 年度一学期給食調理数

## 生涯学習課

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 稲城ふれあいの森関係について
- 5 青少年指導者養成事業関係について
- 6 青少年育成地区委員関係について
- 7 芸術文化活動の振興について
- 8 文化財の保護と普及について
- 9 生涯学習推進事業について
- 10 学校施設コミュニティ開放事業について
- 11 放課後子ども教室支援事業について

## 体育課

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 スポーツ教室について
- 3 市立公園内運動施設管理運営について
- 4 社会体育指導者養成事業について
- 5 市民プール運営事業について
- 6 その他について

## 文化センター課

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について

#### 4 利用統計について

##### 図書館

- 1 分館の開館時間延長（試行）について
- 2 i（あい）プラザ図書館情報システム整備について
- 3 京王線沿線7市連携協議会について
- 4 中央図書館行事について
- 5 城山体験学習館について
- 6 平成21年7月図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第10「報告事項」でございます。本日の報告事項は2件ございます。「i（あい）プラザ開館記念事業について」、「第四文化センター大規模改修工事について」を文化センター課長よりお願い致します。

文化センター課長

まず、i（あい）プラザ会館記念事業についてですが、i（あい）プラザは8月末に竣工を予定しております。7月末まで順調に無事故・無災害で進んでおります。開館にあたっての事業については資料どおりでございます。主なものとしましては、ホール事業を4つ用意しております。一つめは、音楽事業で、堀正文氏率いるNHK交響楽団のトップメンバーによる室内楽演奏会です。二つ目は、児童向け音楽劇「ねこはしる」、三つめは、日本フィルメンバーの室内楽コンサート、四つめは伝統芸能である津軽三味線コンサートを予定しております。その他は、家庭教育や生涯学習コミュニティ部門、健康推進など各分野での事業を予定しております。

事業のPRについては、広報7月15日号と生涯学習課だより「ひろば」で周知しております。また、各事業のちらしについては公共施設に配布しております。HPでも情報を提供しております。

次に、第四文化センターの大規模改修工事についてですが、本来ならば前回ご報告するところではありますが、ここでご報告させていただきます。

第四文化センターの大規模改修工事ということですが、3部門に分けて、建築・機械・電気について契約が決定いたしました。工期は平成21年7月7日から平成22年2月26日までと致しました。契約業者は、建築部門につきましては、四国にありますアジア工業（資）、機械部門につきましては、町田市にあります(株)渡辺工業所、電気部門につきましては、市内業者であります(株)フジヤ電設でございます。主な工事の内容としましては、屋根の防水、カーペット・タイル交換、空調設備・給排水設備・照明設備等についてでございます。また、監理委託につきましては、契約業者は、(株)相和技術研究所でございます。9月5日に事業所の引越しなどを致します。

委員長 報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願い致します。

稲垣委員 i（あい）プラザ会館予定事業について、定員は稲城市民優先ということはあ



りますか。

文化センター課長 資料代を頂くような生涯学習部門の公民館事業については市内・市外の線引きはしておりません。

稲垣委員 はじめての子育て講座など、定員の少ないものについては市民優先などをせずに、先着順に受け付けているのでしょうか。

文化センター課長 定員につきましては、小さなお子さんをお持ちのお母さんを対象としますので、保育ができるということが必要になりますので、講座を受けていただくのは何人でも構わないのですが、保育ということの制約がありますので、定員につきましては15組30名としております。講座に人気があって、参加したかったのにできなかったという場合があります。市内・市外で分けてはおりません。乳幼児をお持ちということで市内・市外では扱いを分けてはおりません。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結致します。

以上で、本日の議事日程は全て終了致しました。これにて閉会と致します。

(午前12時22分閉会)

以上のとおり次第を記録し、これを証するため署名する。

稲城市教育委員会委員長

---

稲城市教育委員会委員

---